

パプアニューギニアの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

パプアニューギニア独立国（英語では「Independent State of Papua New Guinea」。英語の略称は「PNG」）は、オーストラリアの北、赤道の南に位置し、ニューギニア島²の東半分及び1万以上の小さな島々からなる立憲君主制国家である。ニューギニア島では、西側の国境でインドネシアに接する。エリザベス女王が英国女王とパプアニューギニア女王を兼ねており、パプアニューギニア国家元首とされるが、形式的な権限しかない（実際には、総督が女王の代行を務めている）。国土の面積は、メラネシアで最大の約46万平方キロメートルであり、日本の国土の約1.25倍の大きさである。首都はポートモレスビー、通貨はキナである。公用語は英語、トク・ピシン語、ヒリ・モツ語及びパプアニューギニア手話であるが、パプアニューギニア各地では、約800の少数民族言語が話されている。人口は、メラネシアで最も多い約895万人である³。

パプアニューギニアには、4万年以上前から原住民が居住していたが、1526年にポルトガル人のデ・メネセスが到達した。その後、オランダ、ドイツ及び英国が領有権を争ったが、1884年に、それら3か国の間で、ニューギニア島の西半分はオランダ、北東部はドイツ、南東部は英国が支配するとの合意が成立した。その後、ドイツと英国の支配していた地域（即ち、ニューギニア島の東半分）は、オーストラリアの委任・信託統治領となったが、1975年に英連邦（コモンウェルス）の1国として独立した。なお、太平洋戦争時には、日本軍がニューブリテン島ラバウルを拠点として戦線を拡大し、ニューギニア島北部を含む各地を日本軍が占領したが、米豪連合軍との激戦の結果、日本軍は敗退した⁴。

パプアニューギニアは、英国の保護領及びオーストラリアの委任・信託統治領であった

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² ニューギニア島は、グリーンランド島に次ぎ、世界第二位の面積を有する島である。

³ 本稿におけるパプアニューギニアの概要及び歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2022年版』（二宮書店、2022年）470～471頁、②『エピソードで読む 世界の国 243』（山川出版社、2018年）243頁等を参照した。

⁴ 漫画家の水木しげる氏は、1943年に、陸軍の二等兵としてラバウルに送られた。既に日本の敗色が濃厚となっていた状況下で、マラリアに感染し、左腕を失う等、過酷な戦争体験を重ねる中、現地で敗戦を迎えた。詳しくは、『水木しげるのラバウル戦記』（筑摩書房、1997年）等を参照されたい。

ことから、英国法⁵及びオーストラリア法の法体系を多く導入し、いわゆる判例法主義の法体系を採用した。判例法には、1975年9月16日の独立日以前における英国の判例法（コモン・ロー及びエクイティ）と、独立後のパプアニューギニアの裁判所の判例が含まれる。また、とくにオーストラリアによる統治の時代には、多くの法令が成文法として制定され、独立後も多くの成文法が制定されている。即ち、パプアニューギニアが判例法主義の法体系を採用しているといっても、裁判において拠り所となる「法源」には、判例だけではなく、制定された法令（憲法、組織法（Organic Law）、議会制定法、緊急規則、州法、基層法等）も含まれる。パプアニューギニアの内陸部は、1960年代になるまで未開の地であり、英国及びオーストラリアの支配は及んでいなかった地域が多い。現在でも、パプアニューギニアの各地には、血縁関係を中心とする多数の生活共同体（ワントク）が存在しており、良くも悪くも、利害調整や紛争解決等の機能を担っている。そのため、パプアニューギニアの法体系においては、慣習法の占める割合が高いといえる。2000年に採択された「基層法に関する法律」（Underlying Law Act）は、共同体の伝統的な慣習及び正義の理念に基づく基層法が、憲法及び議会制定法に反しない限り、効力を有するものとしている。各法源の適用順序は、①制定法、②基層法、③慣習法、④判例法である⁶。

パプアニューギニアは、金、銅、原油、天然ガス等の鉱物資源が豊富であり、とくに天然ガスは半分程度が日本に輸出されている。農産物では、パーム油、コーヒー豆、木材の産出量が多い。水産物では、日本へのマグロの輸出量が多い。観光業も盛んであり、とくにスキューバ・ダイビングのスポットとして注目されている。但し、現在でも、経済的自立は困難であり、とくにオーストラリアから多額の援助を受けている。

パプアニューギニアの貿易相手国は、輸出・輸入とも、第1位はオーストラリアであり、現在でも、オーストラリアの影響が強いが、最近では、次第に中国の存在感が増している。パプアニューギニアは、APEC、太平洋諸島フォーラム（PIF：Pacific Islands Forum）に加盟しているほか、ASEANの特別オブザーバーでもある。

II 憲法

1 総説

パプアニューギニアは、英連邦（コモンウェルス）の一国であり、英国女王を国家元首とする立憲君主国である。パプアニューギニアは、英国にならい、議院内閣制、立憲君主制、民主主義等の制度を採用している。

パプアニューギニア憲法は1975年に制定されたが、その後、現在まで、幾度もの改正を経ている。憲法の前文には、「国家目標と指導原理」が列挙されている。国家目標としては、①不可欠な人間的発展、②平等と参加、③国家の主権と独立、④天然資源と環境、⑤パプ

⁵ 本稿において「英国法」とは、「イングランド及びウェールズ」の法体系を指す。

⁶ <https://unimelb.libguides.com/png>

アニューギニアのやり方が挙げられている⁷。

全 349 条からなるパプアニューギニア憲法の主な体系は、表 1 のとおりである⁸。

表 1：パプアニューギニア憲法の主な体系（前文及び附則を除く）⁹

第 1 編 序	第 1 章 国家、第 2 章 法の解釈
第 2 編 国家の法秩序	第 1 章 パプアニューギニアの法源、第 2 章 憲法的法律、第 3 章 特定の法の採択、受容及び発展、第 4 章 一般規定
第 3 編 統治の基本原則	第 1 章 国家目標と指導原理、第 2 章 指導者行動規範、第 3 章 基本的諸権利、第 4 章 自然法上の正義の原理、第 5 章 基本的な社会的義務
第 4 編 公民権	第 1 章 序、第 2 章 公民権の取得、第 3 章 公民権の喪失及び再取得、第 4 章 公民権諮問委員会、第 5 章 一般規定
第 5 編 国家元首	第 1 章 国家元首、第 2 章 国家元首の職務等、第 3 章 総督の任命等、第 4 章 一般規定
第 6 編 政府	第 1 章 一般原則、第 2 章 議会、第 3 章 立法権による特別訴訟手続、第 4 章 行政、第 5 章 司法
第 6 編 A 州政府及び地方政府	
第 7 編 公務員職	第 1 章 序、第 2 章 公職委員会、第 3 章 一般公務員職、第 4 章 警察職に関する特別条項、第 5 章 国防軍に関する特別条項、第 6 章 規律を求められる実力職に関する特別条項
第 7 編 A 規制法当局	
第 8 編 監督及び統制	第 1 章 財政、第 1 章 A 給与報酬委員会、第 2 章 オンブズマン委員会
第 9 章 憲法に基づく職務及び憲法に基づく制度	
第 10 章 非常事態権限	第 1 章 序、第 2 章 非常事態宣言の期間、第 3 章 緊急措置、第 4 章 議会による監督及び統制、第 5 章 収監、第 6 章 雑則

⁷ 杉本篤史著「パプアニューギニア独立国 1975 年憲法について」(『国際関係学研究 第 26 号』(東京国際大学大学院法学研究科、2013 年) 所収) 121～123 頁。

⁸ パプアニューギニア憲法の英文については、下記リンク先に掲載されている。

<http://www.parliament.gov.pg/constitution-of-the-independent-state-of-papua-new-guinea>

⁹ 本稿におけるパプアニューギニア憲法の訳語は、原則として、杉本・前掲書に従った。但し、同書には、最近の憲法改正が反映されていないため、一部追加した。

第11編 雑則	
第12編 合憲性審査	
第13編 暫定及び経過規定	
第14編 ブーゲンビル政府及びブーゲンビル国民投票 ¹⁰	第1章 序、第2章 ブーゲンビル政府の設立の手配、第3章 国家政府とブーゲンビル政府との間の機能及び権力の区別並びにブーゲンビル政府への機能及び権力の移譲、第4章 ブーゲンビル政府の権力及び機能並びに憲法の他の規定に影響を及ぼす関連事項、第5章 財政措置、第6章 政府間関係及び再検討、第7章 ブーゲンビル国民投票、第8章 刑事免責、第9章 雑則

2 統治機構

(1) 女王及び総督

パプアニューギニアの国家元首は英国女王であるが、権限のほとんどは形式的なものとなっている。実際には、女王が任命した「総督」が、内閣の助言に従い、女王の権限を代行する。総督は、パプアニューギニア人の候補者の中から、国会議員により選出される。総督の任期は6年である。

(2) 議会

パプアニューギニアの議会（National Parliament）は、一院制である。

議員の基本定数は111議席（州全体区選出議員は22議席、地域区選出議員は89議席）である。議員の任期は5年である。議員は、普通選挙により選出される。選挙権は18歳以上、被選挙権は25歳以上の者に認められる。

パプアニューギニアにおける選挙は、極めて熱狂的かつ熾烈である。パプアニューギニアは戸籍及び住民票の制度が整っておらず、投票券を発送することができない。そのため、選挙で投票を終えた者の指先に、消えない白インクを塗ることにより、二重投票を防止しようとしている。しかし、実際には、インクを消す液体が広まる等して、1人で何度も投票するといった事態が生じている。また、各候補者の選挙事務所では、選挙民に対し酒や食事が振る舞われ、買収が行われることもあるといわれている¹¹。

¹⁰ パプアニューギニアのブーゲンビル島にはパングナ銅山があるが、1988年、現地住民に利益が還元されていない等の理由により、ブーゲンビル州の独立運動が起こり、内戦が勃発した。2001年に「ブーゲンビル平和協定」が締結され、武器の放棄、戦争犯罪の恩赦、ブーゲンビル州自治政府の容認、独立に関する住民投票の実施等が合意された。2019年の住民投票の結果、独立賛成が約98%を占めたが、実際にブーゲンビル州の独立が実現するかは、パプアニューギニア議会の判断に委ねられている。

¹¹ 山口由美著『世界でいちばん石器時代に近い国 パプアニューギニア』（幻冬舎、2014年）34～37頁。

議会は、立法権を有する。議会は、自ら任期の短縮及び早期の選挙を議決できる。内閣による議会の解散権は無い。

(3) 行政

憲法上、行政権は国家元首に帰属すると規定されているが、実質的には、行政権を行使するのは内閣である。パプアニューギニアでは、議院内閣制が採られており、議会で過半数の議席を有する政党を率いる者が首相となる。首相は、議会の指名に基づき、総督により任命される。首相は総督に対し、大臣を任命・解任することを助言することができる。議員のみが首相及び他の大臣になることができる。首相は、内閣の議長を務め、政府の全ての分野にわたって一般的な調整責任を負う。首相及び他の大臣で構成される内閣は、議会に対して責任を負う。

(4) 司法

パプアニューギニアには、①最高裁判所 (Supreme Court)、②国家裁判所 (National Court)、③地方裁判所 (District Court)、④村落裁判所 (Village Court) 等がある。

最高裁判所と国家裁判所は、42名の裁判官で構成される。最高裁判所は、実際には、国家裁判所の上訴部門である。

最高裁判所は、国家裁判所の判決に対する上訴事件を管轄することのほか、法律の合憲性について意見を発布する等の権限が認められている。また、「基層法に関する法律」に基づき、各地域における慣習法を発展させる責務を負っている。

国家裁判所は、あらゆる民事訴訟事件及び刑事訴訟事件を審理・判断する管轄権を有する。また、議会選挙落選者による選挙請願を受理することができる。

地方裁判所は、全ての州及び多くの地区の中心地に設置されている。オンブズマン委員会からの職務不正事件の付託については、国家裁判所裁判官1名と地方裁判所裁判官2名とで構成される合議体が審理する。

村落裁判所の制度は、地域住民から素人判事を選出し、その地域の慣習及び正義の理念に則って、共同体の紛争を平和と協調の観点から解決するというものである。村落裁判所は現在、全土に1100か所以上設置されている¹²。

その他、家事事件、土地紛争事件、鉱山に係る事件等を管轄する各特別裁判所もある¹³。

3 人権

パプアニューギニア憲法は、主に「第3編 統治の基本原則」及び「第4編 公民権」

¹² 杉本・前掲書 124頁。

¹³

https://www.commonwealthgovernance.org/countries/pacific/papua_new_guinea/judicial-system/

において、多数かつ詳細な人権規定を置いている。

パプアニューギニア憲法には、プライバシー権（49条）及び情報アクセス権（51条）といった新しい人権に関する明文規定が含まれている。また、国家緊急事態における人権制約が認められることについても明文規定が置かれている（226～246条）。

Ⅲ 民法

パプアニューギニアには、ドイツやフランスの民法典のように明確で確立された民法体系は無い。パプアニューギニアの私法制度は、基本的には、慣習法及び判例法によって形成されている。また、ある特定の事項について規律する成文法も制定されており、例えば、1996年土地法、2011年動産担保法等がある。

パプアニューギニアの土地の約97%は、慣習上の権利の下にある。1996年土地法によると、「慣習」とは、「その慣習又は用法がいつから存在していたかを問わず、その事項が発生した時及びその場所において土地又は土地の使用に関して存在する先住民の慣習及び用法」をいう。「慣習地」とは、「生来的市民又は共同体に属し、慣習から生じ、また、慣習によって規制されている所有権又は占有権によって、生来的市民又は共同体が所有又は占有する土地」である。外国人・外国企業は、直接に伝統的所有者から慣習地を購入又は賃借することはできないが、パプアニューギニア政府を通じて間接的に賃借を受けることはできる¹⁴。土地の登記については、「トレンス・システム」(Torrens System)が採用されており、①登記権利者は、登記の際に登記証明書の交付を受け、②将来、上記の登記権利者が登記義務者となるときには、上記の登記証明書を提出することになる。1975年土地紛争解決法によると、裁判所は、地域の慣習を適用しなければならない、特に、①慣習によって認識されている土地に対する利益、及び②慣習によってその利益が分配又は再分配される過程に関連している限りにおいて、当該地域の慣習を考慮しなければならないとされている¹⁵。

パプアニューギニアの動産担保法 (Personal Property Security Act) は、オーストラリアの動産担保法の影響を受けて、2011年に採択され、2016年から施行されている。パプアニューギニアの動産担保法は、土地を除く全ての財産（一部の例外はある）に適用され、有体物（自動車、工場・設備、作物・家畜等）だけでなく、無体物（知的財産権、契約上の権利、株式等）にも適用される。担保権を完全に保護するためには、担保契約が締結される前又は担保権が設定される前に、「Personal Property Security Register」¹⁶というオンライン担保登録簿に登録することが必要である¹⁷。

¹⁴ 「パプアニューギニア投資ガイドブック」(JUCA、2014年) 21頁。

¹⁵ https://www.jica.go.jp/png/ku57pq0000046des-att/investment_guide_ja.pdf

¹⁶ <https://unimelb.libguides.com/png>

¹⁷ <https://www.ppsrpng.com/>

¹⁷

IV 会社法

パプアニューギニアの会社法は、ニュージーランド会社法を承継したものである。

外国企業（外国人が50%以上の出資をしているか、支配権・経営権を有している事業体）がパプアニューギニアに投資しようとする場合、まず、投資促進局（Investment Promotion Authority, IPA）に企業登録を行い、次に、外国事業証明書を取得しなければならない。

パプアニューギニアに投資する外国企業は、駐在員事務所又は支店を開設するか、現地法人を設立することになる。駐在員事務所及び支店は外国企業の一部であり、独立した法人格を有しない。これに対し、現地法人は、外国企業から独立した法人格を有するパプアニューギニア法人である。

パプアニューギニアに設立される会社は、①1名以上のパプアニューギニアに居住する取締役、②公開されている登録事務所、③送達を受ける住所、④憲章（必須ではないが、これが無いと権利が制限される）を有していなければならない¹⁸。

外国企業がパプアニューギニアに現地法人を設立する場合、「有限責任株式会社」（Company Limited by Shares）の形態が一般的に利用される。有限責任株式会社は、日本における株式会社に近いものであり、株主の責任は、会社の発行する株式に対する支払額（出資額）に限定される。最低資本金制度は無い。有限責任株式会社にも、「公開会社」（株主数は5名以上）と「非公開会社」（株主数は2～50名。ガバナンス及び情報開示に関する規制が比較的少ない）の2種類があるが、実際には、将来の上場を見込んでいるような場合を除き、事業展開に柔軟に対応しやすく、かつ手続きが比較的簡単な「非公開会社」が選択されることが多い。非公開会社の場合は、会社名に、「pty.」又は「proprietary」という文言を付しなければならない。公開会社の場合は、会社名に当該文言を付さないことにより、公開会社であると認識される¹⁹。

V 民事訴訟法

パプアニューギニアの裁判所規則は、オーストラリアのニューサウスウェールズ州の裁判所規則を承継したものである。パプアニューギニアには、陪審員制度は無い。

実際には、パプアニューギニアでは、各地方の生活共同体（ワントク）の首長・長老ら

<https://www.ashurst.com/en/news-and-insights/legal-updates/papua-new-guineas-personal-property-security-regime/>

¹⁸

[https://uk.practicallaw.thomsonreuters.com/w-007-1171?transitionType=Default&contextData=\(sc.Default\)&firstPage=true](https://uk.practicallaw.thomsonreuters.com/w-007-1171?transitionType=Default&contextData=(sc.Default)&firstPage=true)

¹⁹ 「Papua New Guinea」(『LEGAL ASPECTS OF DOING BUSINESS IN ASIA, Second Edition』(JURIS、2019年)所収)2頁。

が、実質的な行政・司法担当者として、利害調整・紛争解決の役割を果たしている²⁰。例えば、ニューギニア高地エンガ州サカ谷の事例でいえば、村落で小規模な争いが生じた場合の紛争解決方法として、①村落のリーダーによる仲裁、及び②村落裁判所による裁判がある。①村落のリーダーによる仲裁は、リーダーと呼ばれる男性、争いの当事者及び村落の複数の男性が広場に集合して、和解のための話し合いを行うというものである。リーダーとなる男性は、優れた弁別能力を有し、争いをうまく収めることができる者が選ばれる。仲裁においては、誰でも自由に発言することができ、当事者同士も直接話をする事ができる。話し合いの結果、補償の支払いや握手等をして決着する。これに対し、②村落裁判所による裁判は、村落裁判所の内部において、判事、原告、被告、証人等の少人数の者により行われる。判事は、原告、被告、証人等に質問をし、最終的には、判決・裁判所命令を下す。村落裁判の目的は、民事事件や軽微な刑事事件等を、慣習に従って平和的に紛争解決することにある²¹。

また、例えば、女性が扶養費請求訴訟を提起する場合、福祉事務所及び裁判所職員が、訴状及び宣誓供述書の作成等の手続を援助するという役割を担っている。まず、福祉事務所は、家族の問題に関するカウンセリングを行い、解決方法についての情報を提供し、必要に応じて事実上の調停等を行っている。より具体的にいえば、福祉事務所は、相談者との面談を実施し、事実関係や問題点を把握した上で、訴状をドラフトし、宣誓供述書を添付する等、扶養費請求訴訟のために必要な手続を行っている。また、裁判所職員（とくに書記官）は、裁判所の窓口で、相談者に対し、質疑応答・助言を行っている²²。

VI 刑事法

パプアニューギニアの刑法典は、オーストラリアのクイーンズランド州の刑法典を承継したものである。1954年以降、死刑は廃止されていたが、2013年に、死刑が復活した。

近時、パプアニューギニアでは、「ラスカル」と呼ばれる犯罪者集団の存在が社会問題となっている。彼らの多くは、定職に就いていない貧しい若者であり、見張り役・襲撃役等に分かれて、強盗・窃盗等の犯罪を実行する²³。

パプアニューギニアの民衆の間では、伝統的に、「黒魔術」が信じられてきた。そして、従来、「黒魔術」による殺人が、紛争解決手段として許されてきた。その要件としては、①年配者による慎重な熟慮の上で、共同体の安定のために必要と判断されたこと、②公共の場では行わないこと、③精霊が他の人にとり付いてしまわないよう、死体をさらさないこ

²⁰ 杉本・前掲書 120頁。

²¹ 深川宏樹著「紛争の『重み』、感情の仲裁 ——ニューギニア高地エンガ州サカ谷の事例から」(『文化人類学 82巻4号』(日本文化人類学会、2018年)所収) 529・535頁。

²² 馬場淳著『結婚と扶養の民族誌 現代パプアニューギニアの伝統とジェンダー』(彩流社、2012年) 327～329頁。

²³ 山口・前掲書 171～172頁。

と、④子供や若者をもその場に立ち合わせないこと、⑤殺す際の武器は、弓矢又は槍を用いることとし、遺体はその場に放置することである。1971年には、「黒魔術」を行った者は、2年以下の懲役に処し、また、「黒魔術」による殺人に対しては「刑の減輕」を認めることとする法律が制定されていた。即ち、法律自体が「黒魔術」の存在を認めていたともいえるが、この法律は、2013年に廃止された²⁴。しかし、現在でも、「黒魔術」は、パプアニューギニアの民衆の間で信じられ、使用されている。

パプアニューギニアの生活共同体（ワントク）の掟として、何らかの損害を受けた場合、同じ程度の報復（ペイバック）をする習慣がある。ワントク内の者が被害を受けた場合、加害者だけでなく、加害者が属するワントクにも報復をしかまわないと考えられている²⁵。内陸部等の遠隔地では、村落裁判所での紛争解決が重要な役割を果たしている。1989年村落裁判所法によると、村落裁判所は、当該地方における秩序を乱すあらゆる事項につき一般的管轄権を有する。被害者側は、金銭・物品という形の補償を要求するのが一般的である。加害者側は、村落裁判所から課せられた補償命令を将来にわたって履行する義務を負う。これにより、警察官がいないような遠隔地においても、被害者側は一定程度満足し、地方の秩序が保たれることになる。

VII おわりに

以上、パプアニューギニアの法制度の概要を紹介したが、パプアニューギニア法については、日本語の文献・論文等の情報が少ないのが現状である。英国法やオーストラリア法の強い影響を受けつつ、現在でも、伝統的な慣習や生活共同体（ワントク）の掟が重視されているという特徴を有するパプアニューギニア法には、とっつきにくい面があることは否定できない。

しかし、パプアニューギニアは、観光地としても極めて魅力的な国であるほか、鉱物資源及び水産資源も豊かである。また、パプアニューギニアは、メラネシアで最大の人口及び面積を有し、領海の面積は広く、軍事的・戦略的にも西太平洋における重要な位置を占めている。また、英語を公用語とし、議会制民主主義の下で、政治は比較的安定している。このようなことから、パプアニューギニアは、今後も、日本企業にとって重要な貿易・投資相手国の一つであり続けるであろう。引き続き、パプアニューギニアの法制度の動向について注目していく必要性が高いと思われる。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.50 No.5』（国際商事法研究所、2022年、原題は「世界の法制度〔オセアニア編〕第3回 パプアニューギニア」）。

²⁴ 山口・前掲書 103～104頁、178頁。

²⁵ 山口・前掲書 175～176頁。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。